

**家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 試験調査
統計表利用上の注意**

1. 表示単位未満の端数は四捨五入した。したがって計と内訳は一致しない場合がある。
2. 各項目の内容に不詳があるため、内訳の合算は必ずしも総数に一致しない場合がある。
3. 統計表中の「-」は、0 あるいは該当数字がないものである。
4. 統計表中の「Q」は、集計世帯数 10 世帯未満の集計項目であり、集計値の精度の観点から、値を表示していないものである。
5. 集計において、ウェイトバック集計は実施していない。
6. 集計世帯数は、表 1 に示すように統計表によって異なる。

表 1 集計世帯数

| 地域 | 統計表 1～4 | 統計表 5-1、 5-2 | 統計表 5-1、 5-2、5-5 | 統計表 5-3、 統計表 5-4 | 統計表 5-5 | 統計表 5-6 |
|------|-------------------|--|-----------------------------------|---|--|---------------------------------|
| | a.属性項目の 集計 注1) | b.電気・ガス・太陽 光・灯油の 各エネルギー種別の集 計 | c.ガソリン・ 軽油の各エ ネルギー種 別の集計 | d.エネルギー 種別二酸化炭 素排出量の集 計 注2) | e.用途別エネ ルギーの集 計（ガソリ ン、軽油を除 く） 注3) | f.用途別二酸 化炭素排出量 の集計 注4) |
| 関東甲信 | 1,962 | 1,837 | 1,806 | 1,683 | 1,510 | 1,372 |
| 北海道 | 1,221 | 1,089 | 1,126 | 995 | 861 | 790 |

注1) 「a.属性項目の集計」は、b、cのいずれかで集計対象とした世帯を対象とする。

注2) 「d.エネルギー種別二酸化炭素排出量の集計」は、b、cの両方で集計対象とした世帯を対象とする。

注3) 「e.用途別エネルギーの集計」は、bから下記の「用途別エネルギー消費量の推計を実施しない世帯」を除く。

【用途別エネルギー消費量の推計を実施しない世帯】

- ・ 太陽光発電、家庭用コージェネレーションシステム等の自家発電設備を保有する世帯
- ・ 融雪設備を保有する世帯
- ・ 太陽熱を暖房用や給湯用で利用する世帯
- ・ まきや炭等を使用する世帯

注4) 「f.用途別二酸化炭素排出量の集計」は、c、eの両方で集計対象とした世帯を対象とする。

7. エネルギー消費量、二酸化炭素排出量の集計において、調査期間中に「世帯人数に変化のあった世帯」は下記の「世帯人数に関する属性の集計」から除外している。

【世帯人数に変化のあった世帯を除く集計】

- ・ 世帯類型別

- ・ 世帯人数別
- ・ 高齢者の有無別
- ・ 有職者の有無別

8. 「関東甲信」に含まれる都県は表 2 のとおりである。

表 2 関東甲信の所属都県

| 地域区分 | 所属都県 |
|------|-----------------------------|
| 関東甲信 | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野 |

9. 電気、ガス、太陽光は検針票の記載月の使用量を、灯油、ガソリン、軽油は当該月の購入量を調査し、集計している。
10. 省エネルギー行動実施率は、調査で把握した 26 項目の省エネルギー行動の「該当しない」を除く項目のうち、実施している項目の割合である。
11. 世帯類型の定義は、表 3 のとおりである。

表 3 世帯類型の定義

| 世帯類型 | 定義 |
|----------|----------------------------------|
| 単身・高齢 | 単身世帯で、60 歳以上である |
| 単身・若中年 | 単身世帯で、60 歳未満である |
| 夫婦・高齢 | 夫婦世帯で、夫婦のどちらかが 60 歳以上である |
| 夫婦・若中年 | 夫婦世帯で、夫婦のどちらも 60 歳未満である |
| 夫婦と子・高齢 | 夫婦と子で構成される世帯で、夫婦のどちらかが 60 歳以上である |
| 夫婦と子・若中年 | 夫婦と子で構成される世帯で、夫婦のどちらも 60 歳未満である |
| その他 | 上記以外の世帯 |